

社会福祉法人大分県社会福祉事業団の役員 及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人大分県社会福祉事業団（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

（役員勤務別）

第2条 事業団の役員は、これを分けて常勤及び非常勤とする。

2 非常勤の役員とは、役員うち、特定の日に限り勤務する者をいう。

（常勤役員報酬等）

第3条 常勤の役員には、月額報酬、通勤手当、住居手当、期末手当、及び旅費を支給する。

2 月額報酬については、別表第1に定める基準月額を上限に、各理事の具体的な報酬金額は理事会が決定する。

3 各手当については、給与規則の例による。

4 旅費については、旅費規則の5級職職員の例による。

（非常勤役員等の報酬等）

第4条 非常勤役員及び評議員には、勤務形態に応じ、別表第2に定める基準日額を上限に、報酬を支給する。

2 非常勤役員等が職務を行うために要する費用は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料について弁償するものとし、その額は、総合職5級の職の例によるものとする。ただし、この場合住居地を勤務地とみなして計算することができる。

（職員兼務理事の報酬）

第5条 職員を兼務する理事へは職員給与規則に基づき算定した給与とは別に、別表第1に定める職員兼務理事基準月額上限額の範囲で理事会が決定した金額を支給する。

（理事長及び業務執行理事の退職金）

第6条 理事長及び業務執行理事に対する退職金は、別表第3に定める額を、理事として任期満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第7条 報酬等の支給方法については、職員の例による。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補足）

第10条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成29年6月定時評議員会の承認を経て施行し、平成29年度に係るものから適用する。
- 2 この規程の施行により、「大分県社会福祉事業団役員の給与及び費用弁償等に関する規程（役員報酬規程）：平成7年5月1日施行」及び「社会福祉法人大分県社会福祉事業団の役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規程：平成17年4月1日施行」は、廃止する。

別表第1（常勤の場合）

区 分	基準月額上限額
理 事 長	800,000円
副 理 事 長	733,000円
専務理事・常務理事	670,000円
理 事	580,000円
職 員 兼 務 理 事	100,000円

別表第2（非常勤の場合）

区 分	基準日額上限額	
理 事 長	① 理事会・評議員会等の会議への出席	15,000円
	② 法人本部等において執務を行った日	38,000円
副 理 事 長	① 理事会・評議員会等の会議への出席	15,000円
	② 法人本部等において執務を行った日	35,000円
専務理事・常務理事	① 理事会・評議員会等の会議への出席	15,000円
	② 法人本部等において執務を行った日	32,000円
理 事	① 理事会・評議員会等の会議への出席	15,000円
	② 法人本部等において執務を行った日	28,000円
監 事	① 理事会・評議員会等の会議への出席	15,000円
	② 監事会において監査業務を行う場合	30,000円
評 議 員	① 評議員会への出席	15,000円

備考) ①と②が同一の日である場合、②を支給し、①の併給はしない。

別表第3（理事長及び業務執行理事の退職金）

退職金算定算式は、最終報酬月額 × 在任年数 × 以下の係数とする。

理事としての在任期間	係 数
1年以上 9年以下の期間	0.6（1年につき月100分の60）
10年以上 15年以下の期間	0.9（1年につき月100分の80）
16年以上	1.2（1年につき月100分の100）

- 備考) 1. 最終報酬が日額の場合は月額に換算する。在任年数は1カ年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1カ月未満は1カ月に切り上げる。
2. 理事としての在任期間に職員兼務理事の期間は含めないものとする。